

ウィリアム・キップフィンとジョン・ロック —その交友・取引関係の記録が意味するもの—

大西晴樹

はじめに

ハーヴァード大学の思想史家 D. アーミテイジは、2000 年に出版された『帝国の誕生—ブリテン帝国のイデオロギー的起源』において、近世イギリスの特徴を「海上帝国」「プロテスタンティズム」「自由」に求めている。それらの特徴を顕在化させるために、「インペリウム imperium」（支配権）と「ドミニウム dominium」（領有権）というローマ帝国以来植民地支配にとって重要な二つの概念の正当化の必要性について論じ、とりわけ、「領有権」に関して先行するローマ・カトリックのスペイン帝国と、プロテスタントのブリテン帝国との相違を以下のように述べている。すなわち、「所有権は所有者の魂の状態に由来する」という「教皇勅書」に基づく「領有権」の主張に対して、イングランド人（とスコットランド人）の植民支持者は、とくにアメリカ大陸における自らの所有権と支配権を正当化する別の方法をさらに示す必要があった。……この議論をもっとも広範囲に提起したのはもちろん、ジョン・ロックの『統治論・第二篇』第 5 章であった。たとえ誰である

うと、その宗教に基づいて土地を享受する権限を奪われてはならない⁽¹⁾。第 5 章とは「所有について」の箇所であり、北米植民地をおもに想定して、所有の正当性は宗教ではなく、人間の労働に基づくという労働価値説が説かれた箇所である。

その後アーミテイジは、2013 年に出版した『思想のグローバル・ヒストリー』に収録されたロックに関するいくつかの論文において、ジョン・ロック (John Locke, 1632-1704) の『統治論・第二篇』の執筆年代の推定を試みた。周知のとおり、『統治論・第二篇』の初版は名誉革命直後の 1689 年末に匿名で出版された。この書物が「名誉革命の書」といわれる所以である。しかし実際の執筆年代は出版より早く、P. ラズレットは 1679 年から 1680 年の排斥危機の時期だとし⁽²⁾、J.R. ミルトンは第 5 章に限っては、ロックがカロライナ領主の秘書をしていた 1669 年から 1675 年の間に書いたと推定している⁽³⁾。アーミテイジは、第 5 章に関して、ロックが北米植民地の構想に関わった『カロライナ憲法』（1669 年公布）との関与を重視し、ロックはこの憲法の 1682 年の改正にも関与していたことから、『統治論・第二篇』第 5 章の執筆年代について、1682 年説を提起した⁽⁴⁾。

さて、ロックという著名な思想家は、どのようにして、労働による領有権の正当化の論理を構築したのであろうか。これは、ロック研究からいえば、初期の権威主義的な立場から、中・後期のリベラルな立場への転身と絡む問題である。『カロライナ憲法』には、早くから「信教の自由」の箇条が定められており、それは、1669年の公布の際も、1682年の改正の際も変わることはなかった。「しかし、われらの植民とかかわりのある統治の先住民は、キリスト教にまったく無知だから、偶像崇拜、無知誤謬があるからといって、彼らを排除し、虐待する権利はわれわれにはない」⁽⁵⁾。すでにロックは1667年から『寛容論』を書いており、「統治者は、人間の魂の善や別の世での関心事にいっさい関りがなく、ただ社会において人々が互いに平穏かつ快適に生活するために、その権力を委託されたにすぎない」⁽⁶⁾とさえ、述べている。労働による領有権の正当化以前に、ロック自身は「信教の自由」の論理を身に着けていたのである。

オックスフォード大学のバプテスト派神学校リージェンツパーク・コレジ（プライベート・ホール）は、2010年から『ウィリアム・キッフインとその世界』という資料集の刊行を開始した⁽⁷⁾。これは非国教徒であるバプテスト派の指導者にして、自由貿易商人であるウィリアム・キッフイン（William Kiffin, c. 1616-1701）の足跡を国事文書や植民会社の会議録などから跡付けたものである。興味深いことに、これらの資料によれば、これまで論じられることのなかったこのキッフインとロックとの交友・取引関係が言及されている⁽⁸⁾。迫害下にある非国教徒の有名な指導者キッフインと、広教派とはいえ、イングランド国教会信徒であり、アシュリー卿アントニー・クーパー（Anthony Cooper, Lord Ashley, 1621-1683）

の秘書として王政復古後の宗教政策にも従事したロックは、おそらくその政治的危機管理の側面からして、二人の間に著作やパンフレット、書簡を通じた関係を後世に残すことはなかった。それゆえ両者の関係は、啓蒙思想史研究からも教会史研究からも論じられることはなかったのである。しかし、著作やパンフレット、書簡だけが思想的影響力の相互作用を物語るものではない。本稿は、二人が出資者として名を連ねたバハマ諸島会社の記録と、ロックのフランス旅行中の書簡、ラヴレース・コレクションに収められているロックの「現金出納簿」から、二人の交友・取引関係を再構成することによって、「信教の自由」と「交易の自由」の実践家と思想家との交錯を探ってみたい。

- (1) D. Armitage, *The Ideological Origins of the British Empire*, Cambridge UP, 2000, p. 90, pp. 97-98. 平田雅博・岩井淳・大西晴樹・伊藤早織訳『帝国の誕生—ブリテン帝国のイデオロギー的起源』日本経済評論社, 2004年, 121, 128-9頁
- (2) P. Laslett (ed.), *Locke, Two Treatises of Government*, Cambridge UP, 1988, p. 65, 123-126.
- (3) J.R. Milton, 'Dating Locke's Second Treatise', *History of Political Thought*, vol. 16, No. 3, 1995, pp. 372-4.
- (4) D. Armitage, *Foundations of Modern International Thought*, Cambridge UP, 2013, pp. 107-113. 平田雅博・山田園子・細川道久・岡本慎平訳『思想のグローバル・ヒストリー—ホップズから独立宣言まで』法政大学出版局, 2015年, 149-156頁。
- (5) M. Goldie (ed.), *Locke, Political Essays*, Cambridge UP, 1997, p. 178. 山田園子・吉村伸夫

訳『ロック政治論集』法政大学出版局、2007年、27頁。

- (6) J.R. Milton & P.Milton (eds.), *John Locke An Essay Concerning Toleration and other Writings on Law and Politics, 1667-1683*, Oxford UP, 2006, p. 281-282. 山田園子訳「寛容論」, 同著『ジョン・ロック『寛容論』の研究』溪水社, 2006年所収, 203頁。
- (7) L.J. Kreitzer (ed.), *William Kiffen and his World* (Part 1-6), Regent's Park College, Oxford, 2010-2018. 以下, この資料集を *WKW*-と略記。
- (8) Kreitzer, 'William Kiffen, John Lock, and the Bahama Adventures' in *WKW*-1.

第1章 バハマ諸島会社の出資者として

第1節 植民地勅許状の下付

キッフィンとロックの接点が最初に確認されるのは、1672年に設立され、2人とも出資者として参加したバハマ諸島会社 (Company of Adventurers to the Bahama Islands) に関する手稿資料である (以下、この資料を「バハマ諸島会社手稿」と略記)。この貿易植民会社は、ジョイント・ストック・カンパニー (合本会社) として、おそらくカロライナ領主の一人アシュリー卿の呼びかけによる11人の出資者によって社員が構成されており、キッフィンもロックも名を連ねたのである⁽¹⁾。

王政復古後のイングランドにとって、アメリカ大陸についていえば、同国人の入植者はヴァージニアまで南下した。しかし、フロリダ半島に陣取るスペイン人植民地との中間にあるカロライナは、1629年に国王チャールズ1世によって植民地勅許状が法務長官ロバート・ヒースに下付されたものの、植民は進んでいなかった。また、西イ

ンド諸島はどうかといえば、バルバドス諸島で砂糖キビ栽培によるプランテーションが1640年代から急速に発展し、1655年にはクロムウェルの西インド遠征によるジャマイカ島占領によって、スペインの西インド諸島支配に楔を打ち込んだものの、フロリダ半島遠方沖のパハマ諸島の植民は困難を極めていた。このような状況のなかで、国王チャールズ2世は1663年に、カロライナについて改めて植民地勅許状を8人の国王の寵臣たちに下付した。その経緯は以下のようなものである。ピューリタン革命の際に国王派としてチャールズ1世のための戦いに敗れて、バルバドス島に流れ着き、プランテーションを経営したジョン・コルトン (John Colleton) は王政復古後、国王への忠誠への報酬を求めて、国王派のバークレイ男爵 (John, Baron Berkley of Stratton) や、その弟で、ヴァージニア植民地総督であったウィリアム・バークレイ (William Berkley) に援助を願い出た。彼らは、国王の実弟であるヨーク公を通じて、海軍会計官のジョージ・カートレット (George Cartret) や王政復古の立役者のジョージ・モンク将軍こと初代アルベマール公 (Geroge, Duke of Albemarle) と結合した。のちに、バークレイ男爵やカートレットが北米ニュージャージーの植民地勅許状を手にするのもこの人的結びつきのためである。ヨーク公を除くこれらの5人のグループは、国王の周辺にいた他の3人、すなわち、軍人で富裕な宮廷人のクレイヴン伯 (William, Earl of Craven), 宗教迫害立法で名高い大法官クラレンドン伯 (Edward, Earl of Clarendon), そして、大蔵委員の一人であり、枢密院の貿易や植民地関連の委員を歴任、のちに大法官となるアシュリー卿と一緒に、カロライナを下付され、カロライナ領主として、カロライナの植民事業に従事することになる⁽²⁾。

ジョン・ロックは、オックスフォード大学クライスト・チャーチ・コレジのチューターの職を保持しながら、1667年にロンドンに移り、アシュリー卿の侍医や秘書として、アシュリー卿の邸宅エクセタ・ハウスに寝泊まりし、現実的な政策課題と向き合うことになる。カロライナの植民事業がその後進展せず、土地投資も枯渇した状況の中で、クラレンドン伯が政治的に失墜、アルベマール公が死去、他の領主たちも年齢的に衰えを見せることによって、主導権を握ったアシュリー卿は1669年に資金を集め、秘書であるロックと共に『カロライナ憲法』を起草し、再び植民事業に乗り出した⁽³⁾。結果的に3200ポンドが集められ、1669年の後半、カロライナ号、ポート・ロイヤル号、アルベマール号の3隻が船出し、11月に当時2万人を超える人口を擁していたバルバドス島に到着し、同島と、バルバドス島同様砂糖キビ栽培が盛んなネヴィス島で入植者を募り、船団はバハマ諸島を経由して、カロライナに向かった。しかしながら、アルベマール号とポート・ロイヤル号は難破、カロライナ号は嵐によってバミューダ島に避難の寄港を余儀なくされ、この事業も困難を極めた。事業の再開を知ったバミューダ島の2人の貿易商人ジョン・ダレルとヒュー・ウェントワースはアシュリー卿に書簡を送り、彼らが「ニュー・プロヴィデンス」と命名した島をはじめとするバハマ諸島に対する植民地勅許状の取得を求めたのである⁽⁴⁾。「神意」を意味する「プロヴィデンス」とは、ピューリタンが好む名称であるが、1630年からピューリタン貴族によって推進されたニカラグア沖の小さな「プロヴィデンス」島の植民事業⁽⁵⁾と区別して、「ニュー・プロヴィデンス」島と呼ばれた。実際、ピューリタン革命期の1648年、カロライナの将来の総督で、バミューダ島のシェリフであったウィリアム・サイ

ルによって指導された独立派会衆教会の70名の一人団がボストンの財政的援助を受け、バミューダ島から出発、バハマ諸島への入植を試みた。彼らが上陸した島はギリシャ語で「自由」を意味する「エリユーセリア」(Eleutheria)と命名されたが失敗。いく人かを除いて1650年にバミューダ島に戻った⁽⁶⁾。その後、ダレルに後押しされた新しい入植者たちが上陸し、1671年のある調査によれば、ニュー・プロヴィデンス島の人口は903名であり、うち403名は奴隷であった⁽⁷⁾。彼らは、バハマ諸島を、「船舶の停泊にとって都合のよい大きな湾をもつ健康的で、楽しい」場所であり、「アメリカではかつてないほどの良質な綿花と大きなタバコ」を栽培していると述べている。彼らはまた、特産物である砂糖キビ、染料や固い性質を利用して弦楽器の材料にもなるブラジルモク、マッコウクジラから採る香料である竜涎香、おもに食用とされたリクガメについて言及している。「彼らの最大の必要は今日、……小さな武器と弾薬、敬虔な聖職者、よき鍛冶屋である」と要約している⁽⁸⁾。フロリダ半島のスペイン人に対する橋頭堡という地政学上の意味合いもあって、アシュリー卿は、バハマ諸島の植民地勅許状の下付にむけて動いた。

1670年11月1日付けで実際に勅許状が下付された。国王から勅許状を下付されたのは、カロライナの8名の領主のうち、失脚したクラレンドン伯と、パークレイ男爵を除く6名のカロライナ領主たちであった。6名のうち、逝去したアルベマール公は息子のクリストファーへ、ジョン・コルトンは息子のピーターに代替わりしていた⁽⁹⁾。勅許状は、明らかにチャールズ2世時代の植民地勅許状のパターンを踏襲し、あたかもその植民地が中世の知行であるかのように論じており、国王の封建的な借地の長として、6名のバハマ諸島の領主

たちは、バハマ諸島の全島の所有権を有し、そこで「善き幸福な統治」を確立する責任を負わされていた。すなわち、教会の建築、法廷の構築、商業に導く社会的インフラの整備である⁽¹⁰⁾。交易活動に関する限り、たとえば、領主たちは漁業権と捕鯨権をもち、希少価値のあるメタル（とりわけ金銀）、この諸島で発見される貴重な石や宝石に対する採掘権をもつ⁽¹¹⁾。領主たちは、バハマ諸島で発見される金銀宝石の4分の1を国王に支払わなければならないし、名目上の免役地代として、国王が個人的にこの島を訪問するとしたら、良質の銀貨1ポンドを献けなければならない⁽¹²⁾。貿易センターとしての植民地の発展を鼓舞するために、この勅許状は、必要と見なされる商品をバハマ諸島に搬送する自由許可を下付している⁽¹³⁾。6名の領主たちは、それぞれ200ポンドを投資した。他方、バハマ諸島の統治については、1671年4月21日付でロンドンにおいて発令されたヒュー・ウェントワース総督の委任状にバハマ諸島の憲法ともいべき教書が付されている。それによれば、バハマ諸島の植民地政府は、自由民によって選出された20名からなる選挙で選ばれた集会を設けており、その集会から選ばれた5名を含む付加的な大評議会“Grand Council”が設置されているけれども、行政を担当する総督の執行評議会は、6名の定足数は領主たちの現地代理人から構成されていなければならなかった。領主たちの意向が反映される植民地行政になっていたのである⁽¹⁴⁾。

そのバハマ諸島の植民開発を目的として、1672年9月4日バハマ諸島会社が設立された。キップフィンとロック以外に9名の富裕な出資者が社員として名前を連ねた。消費税委員であったリチャード・キンドン（Richard Kingdon）、バルバドス島への入植を希望するジェントリたちへの

ロンドン窓口を務めたエドワード・ソンバラ（Edward Thornburgh）、イングランド教会聖職者であり、ロックの友人の医者であるジョン・メープルトフト（John Mapletoft）、アシュリー家の執事で、アシュリー卿の邸宅であるエクセタ・ハウスで、ロックと一緒に暮らしたトマス・ストリンガー（Thomas Stringer）、バミューダ島で実際に働き、アシュリー卿への書簡を書いたジョン・ダレル（John Darrell）、他に経歴不詳のジョン・ベイン（John Bayne）、ヘンリー・エルドリッチ（Henry Aldrich）、リチャード・ダヴィ（Richard Davy）、ピーター・ジョーンズ（Peter Jones）である⁽¹⁵⁾。キップフィンにとっての1670年は、説教者を狙い撃ちにした第二次秘密集会法への対応に忙しく、この宗教弾圧法を阻止するために大車輪の活躍を見せていた。1670年、ペスト、ロンドン大火、第二次英蘭戦争で疲弊した王室は、ロンドン市に対して6万ポンドの貸付を求めたが、市当局は2万ポンドしか応えず、残された4万ポンドは、155名の非国教徒が応じた。その際、キップフィンは一人で全体のほぼ一割にあたる3,900ポンドを貸付、宗教弾圧法の施行を牽制した。1669年と1670年の2度、ロンドン市の市参事員に推薦されている。また1670年には、奉行職として陪審員の選任に大きく関わるロンドン市の2人のシェリフの一人に選任された。国教会から完全に分離した「ゼクテ」であるパティキュラー・バプテスト派の牧師として、教区会や教区の行政職に一切コミットしないキップフィンがロンドン市の要職に推薦されること自体、異例の出来事である⁽¹⁶⁾。当然のことながら、「自治体法」により非国教徒であることを理由に、キップフィンがこれらの要職に実際に就任することはなかった。しかしながら、キップフィンがバハマ諸島会社の社員に抜擢されたことは、アシュリー卿やその秘書のジョ

ン・ロックとの知己の関係にあったことを如実に示しているのである。アシュリー卿は、1672年3月の国王大権による「信教の自由令」の発令に尽力し、国王より初代シャフベリー伯に叙せられ(以後、シャフツベリ伯)、11月には大法官に任じられる途上にあった。またロンドン市の要職就任を拒否されたキッフインが、1671-72年の鞣革商人カンパニーの理事長に就任したこと、バハマ諸島会社の社員となったことは、宗教や行政とは異なり、経済活動においては、公然とした非国教徒の登用が許されたことを意味したのである。

第2節 バハマ諸島会社

「バハマ諸島会社手稿」は三つに分けられる。「領主と会社との合意事項」、「会社経営のための出資者たちの合意事項」、「バハマ諸島出資者たちの営業会議録」である。

「領主と会社との合意事項」⁽¹⁷⁾であるが、基本構想は、11人の出資者が、1672年9月29日以前に貿易植民会社を設立するために、全体で1,600ポンドから2,000ポンドの間で徴募でき、いったん利益が生まれるや、比例分配するという点にあった⁽¹⁸⁾。「バハマ諸島会社手稿」には、11人の出資金が記されている。すなわち、キッフイン100ポンド、ロック100ポンド、キンドン200ポンド、ダヴィ200ポンド、エルドリッチ200ポンド、ストリンガー300ポンド、ソンプラ200ポンド、ダレル100ポンド、メイブルフト100ポンド、ベインズ200ポンド、ジョーンズ200ポンドの合計1,900ポンドである⁽¹⁹⁾。出資金においてアシュリー家の執事ストリンガーが一頭地抜けている点が目を引く。出資者は各自、バハマ諸島の内部の土地の31年リースがあてがわれた。いわばニュー・プロヴィデンス島の12,000エーカーと、バハマ諸島の他の島嶼の12,000エーカーである。彼らは、

21年間「わずかばかりの地代」(a rent of one peppercorn)をこの土地から支払うだけでよかったし、その後10年は、1エーカーあたり1ペニーの地代を支払わなければならなかった。バハマ諸島で発見され、採取される金、銀、鉱物、宝石、竜涎香、鯨、真珠、難破船に対する権利や使用料の条件も31年間有効であった。木材資源、すなわち、ブラジルモクと檜の権利と使用料については、1トン当たり5ポンドと定められた。その他、いくつかの合意事項はあるが、出資者への便宜を最大限図るとの趣旨である。「合意事項」には、バルバドス島の副総督として不在であったピーター・コルトンを除く6名の領主たちのうち5名と、11名の出資者全員の署名があった。

「会社経営のための出資者たちの合意事項」⁽²⁰⁾には、徴募額が成功裏に集まるや、総裁と財務担当を選出すること。出資総額が1,600ポンドから2,000ポンドの間に未達の場合、出資者がいくらか出資しても許されること。出資総額が未達の場合、別の出資者たちが登録されること。出資者が約束した出資金を支払わない場合、100ポンド当たり月額2ポンドの罰金を支払う責任があること。それが支払えない出資者は、会社の役職を保持することを妨げられ、株主総会で投票権を持つことを妨げられること。それぞれの社員は出資額100ポンドにつき、1票を与えられること、また総裁と会計係に立候補が許されること。株主総会は、総裁か会計係のいずれかの招集によって年2回開催されなければならないこと。第1回株主総会は4月の第一土曜日に開催され、役員が選ばれ、会社の状態に関する十全な財政状態が公表されなければならないこと。第2回株主総会は9月の第一土曜日に開催され、会社のよき経営に関する事柄が議論されなければならないこと。総裁と会計係は、必要だと考えるならば、追加的な株主総会を開催できる

こと。少なくとも会社の半分以上の社員の出席により、株式と経営に関して規則や命令を作るために召集される会議に権限が与えられること。31年間の契約が失効するや、会社が所有する利益や収益は、出資者たちに等しく分配されなければならないこと。出資者がもつ会社の株式について、個人での処分が許されること。出資者たちの間で生じるに違いない不一致は、法廷に訴えることなく会社の内部で解決しなければならないこと、などが定められている。など、ギルド制に基づく制規組合の出資額に比例した投票権と異なり、民主的で、合理的な会社経営が記されている。

「バハマ諸島出資者たちの営業会議録」⁽²¹⁾には、第1回から4回までの営業会議の議事録が記載されている。1672年9月9日の第1回営業会議の会場は、ストランドにあるアシュリー卿の邸宅エクセタ・ハウスであった。11人中8名が出席している。キップインは欠席、ロックは出席。冒頭、ストリンガーが会計係に、ジョーンズが事務係に指名された。同年10月23日の第2回営業会議もエクセタ・ハウスで開催された。11名中6名が出席。前回同様キップインは欠席、ロックは出席。主な議題は出資者の一人メイブルトフトの出資金の株式を友人のロックに譲渡する件が承認された。同年11月8日の第3回営業会議は、商船バハマ号と名づけられた艦船の船中で行われた。わずか5人の出席。キップインは欠席、ロックは出席。注目すべきは、西インド諸島で船長の経験のある出資者ダレルが出席し、バハマ諸島会社所有のバハマ号で会議が行われたことである。商船バハマ号は、2本マストの商船（ブリガンティン）であり、重量200トン、全長24.4メートル、砲門10-12門、乗組員100名の規模で、ピープスの軍艦の区分でいえば、5級クラスの船であった⁽²²⁾。じつはバハマ号は、旧名はオールド・ア

ブラハム号であり、オランダからの拿捕船である。第二次英蘭戦争開始直後の1672年4月に、積荷の穀物と一緒に拿捕された。それを7月にバハマ諸島出資者が、ロンドン港の分捕品購入委員会から400ポンドで購入し、転用したものである。こんなに早く拿捕船の転用が可能だったのは、枢密院にバハマ諸島の領主クレイヴン伯とパークレイ卿がいたからであると、クライツァは推測している⁽²³⁾。商船バハマ号はその後実際に航海に出て、ニュー・プロヴィデンス島をはじめ西インド諸島との間を往来した。第4回営業会議は11月11日、オースティン・フライヤーズで開催され、11名中6名が出席した。キップインもロックも出席した。というよりも、キップインの自宅で開催された可能性が高い。キップインは、1668年から少なくとも1682年まで、オースティン・フライヤーズに住んでおり、出席者リストの筆頭にあるので、ホストであったことを示唆している。二つの事柄がこの会議で決められた。出資者たちによって運ばれた商品の商標は、大文字のBを用いるべきであり、ピーター・ジョーンズは事務係のみならず会計係も務めるべきであるという点であった。

その後のバハマ諸島会社については、詳しく知る手がかりはない。ロックの『書簡集』には、カロライナ、およびバハマ諸島の領主であり、バルバドス島副総督として同島在住のプランテーション経営主であるコルトンがバハマ諸島への安易なプランテーションの設立を戒める1673年5月28日付の書簡が掲載されている⁽²⁴⁾。また、1673年10月ごろの書簡では、バハマ諸島からのブラジルモクよりも、バルバドス島からの砂糖の運搬の方がより魅力的な事業であることが示唆されている⁽²⁵⁾。このように経済的理由からではないと思われるが、ロックは1677年にバハマ諸島会社における自分の株式を売却した。克蘭ストンの『伝

記』によれば、ロックは 1675 年に 100 ポンドで購入したバハマ諸島会社の株式を翌年 127 ポンド 10 シリングで処分したのである⁽²⁶⁾。その背景には、大法官、枢密院の貿易植民地委員会の議長にまで登りつめたシャフツベリ伯が、チャールズ 2 世がフランスとの間に密かに結んでいた「ドーヴァの密約」の危険性を察知し、反国王の立場に転じ、1673 年 11 月には政治的に下野したことが挙げられる。その間、ロックは、シャフツベリによる任命後、非国教徒であることを理由に 1673 年の「審査法」により貿易植民地委員会主事の辞任を余儀なくされたベンジャミン・ワースレイに代わって同委員会主事を務めた⁽²⁷⁾。だが、シャフツベリ伯の下野に伴い、ロックは、自らが筆禍事件に巻き込まれることを恐れて、1675 年 11 月にフランス旅行に出発した。このような状況は、シャフツベリ伯の支持者のネットワークや仲間の投資家たちの間に警告を鳴らし、キップフィンも同様に、バハマ諸島会社の株式を手放したと考えられる。

- (1) 'Articles and Orders of the Company of Adventurers to the Bahama Islands, 1672' (BLL, Add MS15,640) in *WKW-1*, p. 364. クライアアによれば、この「バハマ諸島会社手稿」にはロック直筆の注記が加えられており、巻末の数頁は、ロックの従兄弟ピーター・キングの妻アンの家計簿として利用されていた。
- (2) R.M. Weir, 'Shaftesbury's Daring': British Settlement in the Carolinas at the Close of the Seventeenth Century', in N.Canny (ed.) *The Oxford History of the British Empire*, vol. 1, Oxford UP., 1998, p. 379.
- (3) アシュリー卿の経歴とその活動については、K.H.D. Haley, *The First Earl of Shaftesbury*,

Oxford, 1968. が詳しい。

- (4) M. Craton, *A History of the Bahamas*, London, 1968, pp. 63-64. T. Leng, 'Shaftesbury's Aristocratic Empire' in John Spurr (ed.), *Anthony Ashley Cooper, First Earl of Shaftesbury 1621-1683*, Surrey, 2011, pp.
- (5) 拙稿「ピューリタン植民地帝国—カリブ海・プロヴィデンス島会社—」『研究所年報』（明治学院大学産業経済研究所），第 17 号，2000 年，参照。
- (6) W.Hubert Miller, 'The Colonaization of Bahama, 1647-1670', *The William and Mary Quaterly*, vol. 2, no. 1, Jan, 1945. 参照。
- (7) E.S. De Beer (ed.), *The Correspondence of John Locke*, vol. 1, Oxford, 1976, p. 393. n. T. Bethell, *The Early Settlers of the Bahama Islands*, Norfolk, 1930, pp. 63-71.
- (8) Craton, *op. cit.*, p. 65.
- (9) 'The Charter of the Bahama Islands' (Letters Patent C 66/3122, part9) in *WKW-1*, p. 375.
- (10) *WKW-1*, p. 377.
- (11) *WKW-1*, p. 375.
- (12) *WKW-1*, p. 376.
- (13) *WKW-1*, p. 380.
- (14) Craton, *op. cit.*, p. 64.
- (15) *WKW-1*, pp. 364-365.
- (16) 拙稿「「ゼクテ」原理と「信教の自由」への道—バプテスト派貿易商人 W. キップフィンの場合」『キリスト教史学』第 71 集，2017 年，参照。
- (17) *WKW-1*, pp. 389-397.
- (18) *WKW-1*, p. 390.
- (19) *WKW-1*, pp. 404-405.
- (20) *WKW-1*, pp. 397-406.
- (21) *WKW-1*, pp. 406-408.

- (22) 拙稿「イギリス・ピューリタン革命と「商船船乗り」(Merchant-seaman)層—軍事財政国家の出発点—」『研究所年報』(明治学院大学産業経済研究所)第19号, 2002年, 93頁。
- (23) *WKW-1*, p. 370. 分捕品購入委員会の収益は, 第一次英蘭戦争による傷痍水兵の生活費, 戦争寡婦やその子どもたちの賜金に宛てられた。キップフィンは, 戦病死したウィリアム・ルース艦長の妻アンとその9人の子どものために海軍本部に働きかけ, 賜金支給のさいに財政的パトロンになった。Kreitzer, 'The Case of William Rouse, Captain of Frigate Portland' in *WKW-2*, pp 133-149.
- (24) 'Sir Peter Collection to Locke, 28 May 1673' in De Beer (ed.), *op. cit.*, pp. 379-380.
- (25) 'Sir Peter Collection to Locke about October 1673, 'in *Ibid.*, p. 393.
- (26) M. Cranston, *John Locke: A Biography*, Oxford UP., 1985, p. 115. n.
- (27) T.Leng, *Benjamin Worsley (1618-1677); Trade, Interest and the Spirit in Revolutionary England*, Woodbridge, 2008, 173.

第2章 キップフィンとロックの交友・取引関係

第1節 ロックのフランス旅行中のキップフィンの役割

1675年から1679年にかけて, ロックは, 持病の喘息の療養を兼ねてフランスに滞在した。またその旅は, シャフツベリ伯に依頼されたバンクス卿の息子の大陸旅行の付き添いであり, 貴族の子弟教育のためのグランド・ツアーでもあった。その間のキップフィンとロックの交友関係は, 距離的

に離れているとはいえ, 親密なものであった。たとえば, 交易の要地としてイングランド領事館が設置されていたシリアのアレッポから, ロバート・ハンティンドンは1678年5月22日付の書簡をジョン・ロックに宛てたが, その宛先は「ロンドンのオースティン・フライヤーズの商人ウィリアム・キップフィン気付ジョン・ロック氏宛て」と記されていた⁽¹⁾。ロックの不在中の住所が, パハマ諸島会社の営業会議が開催されたオースティン・フライヤーズのキップフィンの自宅だったのである。セント・ピーター・ル・プア教区にあるキップフィンの自宅には, 1675年の炉税報告書によれば18もの炉があり, 客人を持ってなすには十分な広さであった。キップフィンは, その建物を3,000ポンドで購入, 1668年から最初の妻ハンナが1682年に死ぬまで, 13年間ハンナや子どもたちと一緒に暮らした。アムステルダム駐在のキップフィンの代理人であるロバート・スタイルズもそこに一時寄寓した⁽²⁾。また, ハンティendonは, 1671年から1681年までアレッポのレヴァント会社の商館付チャプレインであった。王政復古以降, 麻と綿の混紡であるファスティアン織が流行し, レヴァント産の綿花が重要な輸入品となったので, 制規会社であるとはいえレヴァント会社には, キップフィン家からも1680年代初頭にキップフィンの三男のヘンリヤ, 三女の娘婿ベンジャミン・ヒューリングの息子ロバートが社員となり, アレッポで代理商をしていたのである⁽³⁾。

ロックのフランス旅行中のキップフィンとの交友関係の証拠は, ロックの留守中の住所の件だけではない。ロックは旅行中『日記』を綴ったが, 以下の4か所にキップフィンについての言及がある。

[1676年] 3月17日。私 [ロック] はモンペリエにあり, 受取人をロンドンのキップフィンとして,

ピーエール・ロカレオにワインをボルドーから船で送ってもらった。ヤーマスのジェームズ号で船長はトマス・パリス。荷物運送料は 5 シリング⁽⁴⁾。

3月24日、火曜日。ストリンガー氏にオレンジの積載手形を送る。1676年3月13日にボルドーからピーエール・ロカールが、受取人をロンドンのキッフィンとして、ナサニエル・ロック船長のヤーマスのリカバリー号に積んだ。荷物輸送料は 8 シリング⁽⁵⁾。

フランスからワインやオレンジを送るのにロンドンのキッフィンを受取人にしているのは、「シャフツベリのための農業スパイ」としてのロックではないのだろうか。アーミテイジによれば、フランス旅行中も、ロックはカロライナの将来に関心をもっていた。ロックは、帰国後「ワイン、オリーブ、果実とシルクに関する考察」(‘Observations on Wine, Olives Fruit and Silk’) を発表しているが、カロライナやバハマ諸島の経済的展望を思い描いていたからこそ、同じバハマ諸島会社の社員であるキッフィンを受取人としていたように思われる⁽⁶⁾。だが、両者の取引関係は、上記のような個人貿易に留まらなかった。

5月10日、月曜日。私は、20リブラ・スターリングに対して、サー・ペイシャンス・ワードの信用状に基づき、ボルドーのトマス・アンデル氏から255ポンドあるいは85エスキューズを受け取った。信用状の命令と、サー・ペイシャンス・ワード宛の手形に裏書をし、二つの手形に署名したアンデル氏の要求にしたがって、しかしながら同じ日に、サー・ペイシャンス・ワードに対して20リブラをキッフィン氏に返済し、弁済してもらうために、キッフィン氏に手紙で注文した⁽⁷⁾。

ロックは、キッフィンに向かって、預金を書き換え準備するさいの援助を求めているのである。

『日記』の記載は明らかに、ロンドンのサー・ペイシャンス・ワードという彼の金銭上の代理人をキッフィンに置き換えようとしている。ワードは、フランス毛織物貿易に従事するロンドン商人で、1670-71年にロンドン市シェリフ、1680年にはロンドン市長に就任した⁽⁸⁾。非国教主義にシンパシーをもつ改革派プロテスタントであり、「便宜上の国教徒」(occasional conformist)として公職に就任したのである。ロックと非国教徒の貿易商人の関係を物語る貴重な資料である。

[1677年]6月9日、水曜日。キッフィン氏の1676年9月13日付手形315ポンド15シリング9ペンスに基づくペレティエ氏の記録。その手形はストリンガー氏によって25リブラ・スターリングで決済された⁽⁹⁾。

この記録は、ワードに代ったキッフィンがロックの金銭上の代理人として行動していることを示している。これは、ロックがパリにいた間に書かれている。

フランス旅行の『日記』は、J. ラフの編集によって、1953年に出版された。それにしても、どうしてロック研究者は、パティキュラー・バプテスト派の貿易商人と啓蒙思想家の間で交わされた商品取引、金銭取引が物語るような、両者の親密な関係に気づかなかつたのだろうか。その原因は、編集者のラフが『日記』の注記の中で、キッフィンのことを、パティキュラー・バプテスト派の指導者、貿易商人であると認識できずに、「シャフツベリ家の家人か」(‘a member of Shaftesbury’s household?’)と記載しているからなのだろうか⁽¹⁰⁾。

第2節 「現金出納簿」に記帳されているロックのキッフィンとの取引

オックスフォード大学ボウドレイアン図書館所蔵のラヴレース・コレクションの中に、シャフツベリ家の執事トマス・ストリンガーが記したロックに関する複数の「現金出納簿」が所蔵されている。「現金出納簿」は、貸借対照表の形式を踏まえており、借方(Dr)は現金の減少を示し、貸方(Cr)は現金の増加を表している。ストリンガーは、ロックの留守中帳簿を管理していた。彼は、バハマ諸島会社の出資者として、第1章で述べたように、ロックやキッフィンとともに営業会議に出席した仲でもある。

MS Locke b.1 という「現金出納簿」の中で、キッフィンに関する言及は以下の通りである。

ロック氏出金

[1676年] 9月14日 パリスに返金するためのキッフィンへの支払 25ポンド⁽¹¹⁾。

この言及はフランスの都市パリではなく、さきの『日記』の記述と連動するが、ロックが1676年3月にロンドンへワインの積み荷を送ったさいに用いたリカバリー号の船長であるトマス・パリスを指しているように思われる。実際キッフィンには、ロックがこの船の船長への負債を帳消しにするのに役立つために25ポンドが支払われた。1675年5月以来、キッフィンがロックの金銭上の代理人を勤めていることを示している。

[1678年] 9月3日 信用状の返済のためにキッフィンの下男に1シリングの支払⁽¹²⁾。

じつに少額であるが、ストリンガーは記載を忘れない。

ロック氏入金

シルク貿易のためにキッフィンからジョン・ロックが受領した金銭を示す帳簿(1678年1月)

1月23日 キッフィン氏からシルクのために120ポンド19シリング3ペンス4分の1を受領 シルクのために50ポンドを受領

1月31日 シルクのために66ポンド10シリング8ペンス4分の3を受領

3月8日 シルクのために62ポンド10シリングを受領

4月5日 シルクのために78ポンド16シリング7ペンス2分の1を受領⁽¹³⁾

ロックは、1678年の冬から春にかけて断続的に、シルク貿易の見返りに、キッフィンから合計376ポンドを超える金額を受け取った。両者は、個人貿易や金銭上の代理人の関係を越えて、投資の関係に入っていることを示している。参考までに、ロックがキッフィンから受領した376ポンドという金額は、アシュリー卿からのロックへの給金が年間200ポンドを上回らない金額であったことを考慮するとき、決して少ない金額ではなかった⁽¹⁴⁾。ロックはキッフィンとともに、シルク輸入貿易に投資していたということになる。アムステルダムへの毛織物輸出のインターローパーとして出発した新興貿易商人のキッフィンは、独占特許会社であった東インド会社に株主総会が承認された1657年の護国卿クロムウェルによる改組により、東インド会社の株式を1,000ポンド保有するようになり、娘婿でレヴァント会社社員のベンジャミン・ヒューリングと一緒に東インド会社の活動に関与し、1673年3月26日には、ついに東

インド会社の社員となった⁽¹⁵⁾。

と関連しているように思われる。

MS Lock,c1 の手稿には、1672 年から 1702 年までにロックが取引した 123 の勘定口が記されている⁽¹⁶⁾。

1673, 4 年 キッフイン氏 借方
2 月 9 日 キッフイン氏に現金 200 ポンド [貸付もしくは出資か]

2 月 9 日 リチャード・トムソン氏の会社からホッシング氏に支払可能な為替を彼 [キッフイン] に渡した 165 ポンド

2 月 9 日 [16] 73 年 7 月 23 日にキッフインに手渡した 3 通の手形に対して

[16] 73, 4 年 1 月 22 日の別の手形

[16] 74 年 1 月 22 日の別の手形 全額はリチャード・トムソンの会社により支払い可能なもの

410 ポンド 10 シリング

1673, 4 年 キッフイン氏 貸方

2 月 4 日 ストリンガー氏によって [入金]

400 ポンド

3 月 21 日 ストリンガー氏によって [入金]

10 ポンド 10 シリング

410 ポンド 10 シリング⁽¹⁷⁾

詩人アンドリュー・マーヴェルの親戚であるリチャード・トムソンは、アングリカンの市長に激しく抵抗した金匠銀行家で、ロンドンの非国教徒側の市評議員⁽¹⁸⁾。ロックはトムソンの会社の手形割引を通じて、フランス旅行に行く前からキッフインに投資していたことになる。手形割引は、良質の貨幣が不足していたがゆえによく用いられた決済手段である。この取引の出資金はストリンガーによって一応回収されたことになっているが、時期的に判断して、以下のシルク貿易の勘定

1673, 4 年 シルク貿易 借方

私 [ロック] の口座から出資 400 ポンド

ジョーンズ氏の口座から出資 100 ポンド

500 ポンド

1678 年 シルク貿易 貸方

ストリンガー氏により返済

383 ポンド 1 シリング 3 ペンス 2 分 1

ジョーンズ氏の持分に対するストリンガー氏による返済 95 ポンド 15 シリング 4 ペンス

477 ポンド 16 シリング 7 ペンス 2 分 1

貸借対照表の結果、私 [ロック] の持分からの損失 16 ポンド 18 シリング 8 ペンス 2 分 1

ジョーンズ氏の持分に対する損失

4 ポンド 4 シリング 8 ペンス 2 分 1

500 ポンド⁽¹⁹⁾

結果的にロックは、1673, 4 年のシルク貿易への投資において 22 ポンド以上の損益を計上している。K.H.D. ハーレイによれば、1674 年 2 月 4 日付の現存する契約書は、アシュリー卿が 2,500 ポンド、キッフインが 1,500 ポンド、ロックが 500 ポンド、モウリス・ハントという人物が 500 ポンドを投資して、ジョイント・ストック（合本資本）を形成し、シルク貿易に乗り出した⁽²⁰⁾。おそらく、MS Locke b1. の「現金出納簿」の記載された 1678 年のキッフインからロック宛の 376 ポンドを超える入金は、1673, 4 年の 500 ポンドの投資のマイナス・リターンであろうし、1673, 4 年 2, 3 月のキッフイン勘定口の 410 ポンド 10 シリングの入出金も、東インド会社の社員であるキッフインがシルク貿易の窓口となったことによる資金移動であったように思われる。

キップインとの取引以外をみると、ロックは損ばかりしていたのではない。1679年の帰国後、東インド会社に450ポンドを貸付、半年のうちに12ポンド以上の配当をえていたことも、この「現金出納簿」から窺われる。

1680年	東インド会社	借方	
8月		彼らに貸付	
		450ポンド	
9月30日		5%の配当	
		3ポンド7シリング	
1681年			
1月7日		3%の配当	
		3ポンド13シリング7ペンス	
3月31日		5%の配当	
		5ポンド4シリング6ペンス	
		462ポンド5シリング	
1680年	東インド会社	貸方	
9月30日		リチャーズ氏による入金	126
		3ポンド7シリング	
1681年			
1月03日		リチャーズ氏による入金	
		3ポンド13シリング6ペンス	
3月3日		リチャーズ氏による入金	
		455ポンド4シリング6ペンス	
		462ポンド5シリング ⁽²¹⁾	

ハーレイは、1671、72年に、アシュリー卿とキップインの間に、グリーンランド会社の捕鯨がらみで、アシュリー卿からキップインに2800ポンド、キップインが翌年に2505ポンドを返済したことを指摘している⁽²²⁾。このようにアシュリー卿を通じて、キップインとロックは出会い、その交友、取引関係を構築していったのである。アシュリー卿は、1671年11月にブリテンの大西洋の植

民地に奴隷の供給を独占するために改組された王立アフリカ会社にかなりの投資をした。アシュリー卿が所持していた株式の合計は2000ポンドになり、彼より投資額が多いのが、国王の実弟のヨーク公と国王派のロンドン市長であり、大金匠銀行家のサー・ロバート・ヴァイナーぐらいであった。アシュリー卿の忠告に従って、ロックも400ポンドを奴隷貿易に投資した⁽²³⁾。キップインはこれまで、教会史家から奴隷貿易への関与について言及されたことはなかった。しかしながら、ロック同様、1672年よりバハマ諸島会社の出資者であったことは、キップインも間接的ながら奴隷貿易にコミットしていたことを意味するのである⁽²⁴⁾。

- (1) MS Lock c 2, fol. 248. De Beer (ed.), *op. cit.*, p. 571.
- (2) *WKW*-1, p. 371, *WKW*-5, ppp. 275-276.
- (3) *WKW*-1, p. 372. レヴァント貿易については、非国教徒の新興貿易商人ゆえに、かなり強引な方法でレヴァント会社の社員になったボデントン家の活動が興味深い。川分圭子『ボデントン家とイギリス近代—ロンドン貿易商1580-1941—』京都大学学術出版会、2017年、第4、5章、参照。
- (4) J.Lough (ed.), *Lock's Travels in France 1675-1679*, Cambridge UP., 1953, p. P. 56. フランス旅行にかんしては、山田園子『ジョン・ロックの教会論』溪水社、2014年、第2章、参照。
- (5) *Ibid.*, p. 60.
- (6) Armitage, *op. cit.*, *Foundation of Modern International Thought*, p. 102. 邦訳前掲書、142-143頁。
- (7) Lough (ed.), *op. cit.*, p. 142.
- (8) ペイシャンス・ワードについては、J.R. Woodhead (ed.), *The Rulers of London; 1660-*

1689, London, 1965, p. 170. 参照。

- (9) Lough (ed.), *op. cit.*, p. 149.
- (10) *Ibid.*, p. 56. n.
- (11) MS Locke b1, p. 25
- (12) *Ibid.*, p. 95.
- (13) *Ibid.*, p. 24.
- (14) Milton & Milton (eds.), *op. cit.*, p. 5.
- (15) Kreitzer, 'William Kiffen and the French Wine Import Business' in *WKW-2*, p. 150.
Do, 'William Kiffen and Benjamin Hewlwinf's Chancery Court Case of May 1666' in *WKW-3*, p. 69. 「クロムウェルの改組」については、大塚久雄「株式会社発生史論」『大塚久雄著作集』第一巻、1969年、493頁。新興貿易商人ウィリアム・キッフィンの貿易活動については、拙著『海洋貿易とイギリス革命—新興貿易商人の宗教と自由—』法政大学出版社、2019年2月刊行予定、第七章を参照。
- (16) MS Lock, c1 の手稿を同僚の会計学者鳥居宏史教授に目を通してもらった。鳥居教授からは、この「現金出納簿」は貸借対照表の形式を踏んでいるとはいえ、メモ書き相当と考えるべきとのアドバイスを頂いた。
- (17) MS Lock, c1, p. 54, 55.
- (18) Ge Krey, *London and the Restoration 1659-1683*, Cambridge UP, 2005, pp. 148-149, p. 412.
- (19) MS Lock, c1, p. 54, 55.
- (20) Harley, *op. cit.* p. 228.
- (21) MS Lock, c1, p. 54, 55.
- (22) Harley, *op. cit.* p. 228.
- (23) K.G. Davies, *The Royal African Company*, London, 1957, p. 65.
- (24) 西インド貿易商人を考察した川分は、「西インド経済は、植民地における砂糖生産、アフリカからの西インドへの奴隷貿易、砂糖

の本国への輸送と販売の3段階に分けて考えなければならない。ロンドン貿易商が基本的に従事していたのは3番目の段階である」と述べている。川分、前掲書、序章、参照。

おわりに—思想的交錯—

これまでのロック研究において、「ゼクテ」型の教会観を体現するバプテストとロックの関係について、その重要性は指摘されてきたが、詳しく論じられることはなかった。かつて松下圭一は、「内面的自由を基礎にする契約教会の構成、さらに国家と教会との分離というイギリス・ピューリタニズムの論理の「完全な開化」とジョルダン(ママ)によって位置づけられたイギリスのバプテストが、アナバプテストと自らを区別したのは、この国家の位置づけについてである……。この国家と教会の緊張こそが、教会契約の国家契約への貫徹となっていく。……このような自由・平等な個人の自発的教会契約は、ついで国家契約に転写されることによって、世俗国家自体も自由・平等な個人の自発的結合体になるであろう」⁽¹⁾と述べた。初代シャフツベリ伯の伝記研究者であるハーレイは、穏健な非国教徒の牧師リチャード・バクスターが1665年にサー・ジョン・トレヴァーを介して一度だけアシュリー卿と書簡を交わした点に触れて、アシュリー卿は「1660年以降じつに多くの非国教徒の信徒と友好関係にあったが、彼が関係していたように思える非国教徒の牧師は（私が思い起こせる限りでは）、バプテストの牧師で貿易商人のウィリアム・キッフィンだけだ」⁽²⁾と指摘している。キッフィンは、1672年のバハマ諸島会社の設立時の社員として公然と名を連ね

るようになったとはいえ、王政復古後は国王に忠実であったアシュリー卿と、有名な非国教徒牧師の立場の違いは、文書や書簡を残せるような関係ではなかったことが容易に想像でき、またロックとキッフィンの関係においてもそうであったといえる。とくに、アシュリー卿を介して、キッフィンとロックが接触したと思われる1667年以降の思想状況は、非国教徒が自らの教会の存亡の危機に瀕していた時期と重なる。王政復古期のロンドン市史家デ・クレイによれば、1664年に導入された秘密集会法は5年間の時限立法であり、国教徒と非国教徒の抗争は、1670年4月に第二次秘密集会法が庶民院で採択される頃を頂点に激化していったと述べている⁽³⁾。その頃、キッフィンは、先述のように、非国教徒ゆえにいずれも就任は拒否されたものの、二度もロンドンの市参事員と、一度シェリフに選ばれたのである。また財政窮乏の折に、なぜか王室への貸付にキッフィンを筆頭に非国教徒のロンドン市民が出資したのである。このような活動は、1672年の国王が発布した「信教の自由令」をロックとともに、用意していたアシュリー卿改めシャフツベリ伯とその秘書のジョン・ロックが見逃すはずはないのである。残された文書、書簡だけが思想的相互作用を物語るのはない。ロックが問題にした世俗社会、市民社会においては、相互の信用の上に築かれた経済的取引も、その関係性を物語るのである。

ロックは、このように緊迫した思想状況の中で、初期の権威主義的なロックから中・後期のリベラルなロックへとその論調を変えていく。具体的には、「非本質的事項」という聖書に記されていない礼拝上の事柄に統治者は関与できるかという問題がそれである。長老派エドワード・バグショーの寛容への訴えに、王政復古後に執筆された『世俗権力二論』でこう述べている。「私はかえって、

万人が生まれながらにして (by nature) 欲する限り最大限の自由をもつことを認めつつ、それでいてしかし、社会、統治、秩序が世界に在る間は、支配者がすべての非本質的事物の上に権力をもたなければならないと論証するであろう」⁽⁴⁾。他方、キッフィンも署名したパティキュラー・バプテスト派の「第一ロンドン信仰告白」修正版は、1646年というピューリタン革命の時期に、個人の良心の自由の大切さと統治者の義務について、こう述べている。「神の礼拝に関して、そこには救いや選びを決定できる唯一の立法者イエス・キリストしかいない。彼は礼拝のためのみ言葉のうちに十分な定めや規則を与えた。そのため諸個人の良心の自由を賦与することは統治者の義務である。(そうすることは、良心的な者すべてにとって最も憐れみ深い、大切なことであり、そうすることなくしては、ほかの自由は名づけるに値しないし、いわんや享受するに値しない」⁽⁵⁾。統治者は、教会の礼拝という「非本質的事項」を支配するのではなく、諸個人の「良心の自由」を保証することこそ、その義務があるというのである。パティキュラー・バプテスト派は近代国家の立憲モデルとなる政治権力の価値中立性をその「信仰告白」においてすでに提唱していたのである。どのような思想的な交錯があったのか定かではないが、ロックは1667年から執筆の『寛容論』において、「統治者は、人間の魂の善や別の世での関心事にいっさい関りがなく、ただ社会において人々が互いに平穏かつ快適に生活するために、その権力を委託されたにすぎない」⁽⁶⁾と述べて、アシュリー卿のもとでリベラルな中・後期のロックに変身を遂げたことは、確かである。キッフィンとロックとの間には、ある種の思想的共鳴関係があり、それが本稿でみたような交友、取引関係につながっていったのではないだろうか。

さて、議論を冒頭のアーミテイジの問題提起に戻そう。『寛容論』を編集したJ.R.ミルトンによれば、ロックはエクセタ・ハウスにおいて、「シャフツベリ家のセミデタッチドな一員」、すなわち、しばしば不在であるが、必要とされるときには召集される構成員であった。そのロックが1669年の後半から行政上の職務に取り組んだが、そのほとんどは、アシュリー卿が領主の一員であったカロライナ植民地の問題であり、『カロライナ憲法』の起草に関与した⁽⁷⁾。特筆すべきは、この憲法と、アシュリー卿にとっては、その延長線上の植民事業であったバハマ諸島の「勅許状」(1670年)のいずれにおいても、「信教の自由」の保証が明記されていることである。『カロライナ憲法』において、先住民に「信教の自由」を承認した条項には、こう述べられている。「しかし、われらの植民とかかわりのある当地の原住民は、キリスト教にはまったく無知だから、偶像崇拜、無知、または誤りがあるからといって、彼らを排除し、虐待する権利は、われらにはない。他の場所からここへ植民するために移住する人々は、宗教事項について異なった見解を不可避的にもつが、そうした自由は彼らには許されていると彼らは当然考えてよい。……さらに異教徒、ユダヤ人、およびキリスト教の純粋性に異論をもつ他の者たちは、脅かされたり、遠ざけられたりしてはならない。……したがって、何らかの宗教で一致する7名またはそれ以上の人間は一つの教会、または信仰集団を構成し、それにたいし、彼らは他から区別された名前を付与する」⁽⁸⁾。また、バハマ諸島の「勅許状」にも、「件の諸島の人々や住民のいく人かが私的な見解において、イングランド教会の祈祷、形式、儀式に従って公的な宗教の実践に服従することや、そのために作成された宣誓や信仰箇条に署名できないということが起こるのである。……〔領

主の相続人や代理人は〕信教自由(Indulgence)や適用免除(Dispensation)をその裁量において適切で合理的であるとする時宜と時間、範囲と限界において、実行するであろう。そのような特権が与えられた人や人々は、この島やカウンティ、コロニーの世俗的な平和を実際に乱したり、海外に行かない限り、宗教的な関わり of 事柄における意見や実践の相違の問題によって、決して苦しめられたり、罰せられたり、黙らされたり、召喚されたりしないであろう」⁽⁹⁾。このような「信教の自由」に対しては、植民事業のために各地から多種多様な信仰をもつ入植者を引き寄せるための手段にすぎないとか、バハマ諸島の勅許状は、自由教会制度ではなく、領主の裁量の下での「包容」的宗教政策であるといえなくもない。しかし、イングランド本国において、第二次秘密集会法により、「信教の自由」が奪われようとしていた時期に、ロックとキッフィンが関与した植民地では、こうして統治者による「信教の自由」の保証が明記されたのである。この信教の自由の保証により、「〔所有権は所有者の魂の状態に由来する〕という「教皇勅書」に基づく「領有権」の主張は根拠を喪失し、それに代わる所有権の根拠として、おもに自然状態にあると想定される北米植民地を舞台に労働価値説が展開されることになる。

- (1) 松下圭一『市民政治理論の形成』岩波書店、1959年、174-176頁。なお、イギリスのパプテストとアナパプテストの異なる国家の位置づけについては、拙稿「洗礼派」パプテスト派の記述をめぐって」キリスト教史学会編『マックス・ヴェーバー「倫理論文」を読み解く』教文館、2018年、所収参照。最近刊行された加藤節『ジョン・ロック—神と人間の間』岩波新書、2018年、118頁以下におい

て、ロックの教会論が「ゼクテ」型であり、この点からロックが寛容論を展開していることを述べている。

- (2) Harley, *op. cit.*, p. 148. n. バクスターの書簡については, M. Sylvester (ed.), *Reliquiæ Baxterianæ; Or Mr. Baxter's Narrative of the Most Memorable Passage of His Life and Times*, London, 1696, p. 445.
- (3) Grays S. De Kray, 'The First Restoration Crisis: Conscience and Coercion in London 1667-73', *Albion*, vol. 25, No. 4, 1993. Do. 'Rethinking the Restoration: Dissenting Cases for Conscience, 1667-1672', *Historical Journal*, 38, 1, 1995.
- (4) P. Abrams, *John Locke: Two Tracts on Govern-*
- ment*, Cambridge UP., 1697, p. 123. 友岡敏明訳『世俗権力二論』未来社, 1976年, 22頁。
- (5) 拙著『イギリス革命のセクト運動《増補改訂版》』御茶の水書房, 2000年, 82頁。
- (6) 『寛容論』執筆におけるロックの課題と背景については, 山田, 前掲書『ジョン・ロック『寛容論』の研究』第2章, 第3章が詳しい。しかしながら, キップフィンについては言及されてない。
- (7) Milton & Milton (eds), *op. cit.*, pp. 5-6, p. 10.
- (8) Goldie (ed.) *op. cit.*, p. 178. 山田・吉村訳, 前掲書, 27-28頁。
- (9) The Charter of the Bahama Islands (1670) in *WKW-1*, p. 387.